

行政財産使用許可等の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
河内長野警察署	<p>警察署の敷地内に下記の物件が設置されているが、行政財産の使用許可等の手続を行っていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="454 510 1294 638"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 510 1086 577">物件名</th> <th data-bbox="1086 510 1294 577">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 577 1086 638">河内長野市案内板</td> <td data-bbox="1086 577 1294 638">1</td> </tr> </tbody> </table>	物件名	数量	河内長野市案内板	1	<p>検出事項について、撤去や使用許可等の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法】 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (管理の原則) 第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。 (使用許可の範囲) 第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。 一 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。 二 国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。 三 水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。 四 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。 五 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。 六 行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。 七 前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。</p>	<p>検出事項について、河内長野市と協議を行い、案内板は府民への地理教示を目的とすることから、河内長野市からの使用許可申請を受け、行政財産使用許可書を令和5年3月6日付相手方に交付し、公有財産台帳へ修正登録を行った。 今後は法令等に基づき、適正な事務処理を行っていく。</p>
物件名	数量						
河内長野市案内板	1						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年11月25日）